

# 令和元年度第1回東金市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 令和元年11月12日（火） 午前10時から午前10時50分  
場 所 東金市役所3階第1委員会室

## 出席した委員

相京 邦彦	東金市議会文教厚生常任委員長
鎗田 敏光	東金市障害者福祉団体連絡協議会長
仲田 暁	仲田タクシー株式会社 代表取締役
小川 喜晴	小川タクシー株式会社 代表取締役
酒井 良和	東金市市民福祉部長

## 欠席した委員

飯塚 孝廣	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
山口 義之	東金市長寿の会連合会長
真行寺 洋男	社会福祉法人東金市社会福祉協議会長
山本 満智子	城西国際大学福祉総合学部助教

## 出席した関係者等

運送団体	社会福祉法人東金市社会福祉協議会 北田事務局長・菅野主任主事
事務局等	社会福祉課 緋田課長・小倉副課長 社会福祉課社会係 吉井係長・土屋主事補 社会福祉課障がい福祉係 内山係長 高齢者支援課介護給付係 京相主査

## 会議概要

1. 開会
2. 委員及び職員紹介
3. 会長の選出
4. 議事録署名人の選出
5. 説明  
福祉有償運送の位置づけ及び移動制約者について  
福祉有償運送サービスについて
6. 議事  
福祉有償運送の更新登録について
7. 閉会

進 行

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、令和元年度第1回東金市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては大変ご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は進行を務めさせていただきます、社会福祉課の小倉と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の出席状況ですが、関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官の飯塚孝廣委員、東金長寿の会連合会長の山口義之委員、東金市社会福祉協議会長の真行寺洋男 委員、城西国際大学 福祉総合学部の助教である山本満智子委員は、欠席のご連絡をいただいておりますので、委員総数9名のうち、5名の出席となっております。委員の過半数が出席されているため、東金市福祉有償運送運営協議会設置要領第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、委員の皆様のご紹介 及び 職員紹介でございます。委員の皆様につきましては、令和元年11月1日付けで委嘱をさせていただいております。大変恐縮ではございますが、机上に資料とともに委嘱状を配布させていただいておりますので、ご確認よろしくお願いいたします。委嘱期間につきましては、令和4年10月末日までとさせていただきます。

それでは委員の皆様を、お手元の資料によりご紹介させていただきます。お手元に委員名簿を配布させていただいておりますので、併せてご覧ください。なお、役職については名簿にてご確認願います。

(各委員の紹介)

次に本日の会議に出席しております職員の紹介をいたします。

(出席職員、運送団体職員の紹介)

続きまして、会長の選出でございます。道路運送法施行規則第51条の8の規定では、『市町村長が運営協議会を主宰する』とございます。

また、東金市福祉有償運送運営協議会設置要領第4条の規定では、『市長又はその指名する職員をもって充てる』とございますことから、酒井委員に東金市福祉有償運送運営協議会長をお願いいたしますとともに、設置要領第5条の規定により、『会長が議長となる』ことから、酒井会長には議長としてお願いしたいと存じます。それでは、酒井会長は議長席へご移動願います。

(議長席へ移動)

議事進行につきましては、酒井会長をお願いいたします。

酒井会長

ただいま、会長のご指名をいただきました酒井でございます。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
議事に入る前に、議事録署名人の選出に入りますが、選出について何かご意見はございますか。

(議長に一任の声あり)

議長一任のお声がございましたので、議事録署名人に、相京委員及び鎗田委員を指名いたします。

ここで、議事に入る前に、それぞれ担当から事業の説明をお願いします。

(福祉有償運送の位置付け及び移動制約者について説明 吉井係長)

(福祉有償運送サービスについて説明 北田局長)

ただいま説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

無ければこれより議事に入ります。福祉有償運送更新登録について、東金市社会福祉協議会から説明をお願いします。

(福祉有償運送の更新登録について説明 北田局長)

ありがとうございました。ただいま、福祉有償運送の更新登録について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございますか。

委員

休日の運行について、12月29日から1月3日まではお休みでしょうか。これ以外は運行日と理解してよろしいのでしょうか。

また、研修会、講習を受けていますが、どのくらいの頻度で開催しているのか、初めて登録された方が受講するのかお聞きします。

北田局長

休日運行につきましては、年末年始以外は土・日曜日も対応いたします。「運転協力会員」の日程調整がありますので、お断りすることも発生します。社会福祉協議会の職員が、運転協力会員さんの体調管理をしながら運営しなければならない点もございます。休日をはさむ場合は事前に運転協力会員と確認を取って、(社会福祉協議会が入っている庁舎の)警備員から指示書や車両のカギの受け渡しを行っております。

講習につきましては、実際のところ講習会を実施できる団体は限られております。例えば社協が単独で実施いたしますと、費用的なことで申し上げますと30万円くらいかかります。また、その中で車両の確保をしなけ

ればなりません。現在ですが、講習会への参加希望のある方には、県内で2・3箇所、自動車学校等で開催されている講習会を紹介しております。こういった周知をして、講習会への参加希望がある方は、参加費を社協で負担し、その他、テキスト代等は個人の負担でお願いし、受講を促しているところでございます。なお、1度受講の機会を逃しますと、次は2ヶ月先になってしまうことが多いようです。

委員

ふれあい移動サービスの概要について、利用のしくみについてお聞きします。

原則利用日の7日前までに申込み、ということですが、7日前までで利用当日も含めているのかどうか。当社では、介護・福祉・デマンドタクシーもやっていますが、利用者の状況は現在、それぞれ使い分けている人がいます。現状で7日前までに申込というところに関して、利用当日でも受付けているのか、お断りするのか。もし、ふれあい移動サービスの利用日当日を断った場合、その方は他のサービス事業に振れてきますが、その点どうなのかお聞きします。

北田局長

利用の仕組みということで、当日の予約運行は無理と電話では断っています。週末がかかることもあります。原則、予約は7日前ということをご理解いただいた上で利用会員になっていただきます。これが前提にあります。

現状とすると、3・4日前くらいに申し込みがあった際に、その日のうちに、協力会員が日程調整できれば、というところに対応させていただく場合がございます。基本的には7日前で無いので、ということをお話させていただきます。

介護・ケアタクシーとの関連については、当初の話し合いのとおり、要介護者の通院については、断っております。福祉タクシー利用者の資格という部分で、どの辺までというのは正直、利用会員がどういった移動手段を使ってというのは把握しきれていないのが現状です。また、併用している方がデマンドタクシーを予約するつもりで社協へ電話をすることが見受けられるのが実情です。ある程度、1ヶ月通院だとか要支援者の中で日程が決まっている方は、今月または1週間、何回ということでご相談はありますが、なかなか定期的な利用というよりは、いついつというご相談が多いところが実情です。すみ分けと言うところまでは、なかなか仕切れていないというか、把握しきれていないというのが実情でございます。

委員

現状として、すみ分けができないというのはやむを得ないですね。今こ

ここに〇〇委員いますけど、デマンドタクシーの方で当日キャンセル、当日予約、それが非常にその利用している方が、いわゆる障がいの方、そういう方が多いと言うことで、内容を伺ってみると、ふれあい移動サービスの車が使えなかったとか、そういう内容を耳にすることがあります、すみ分けのところ。これはできる限りやっていただきたい。

北田局長

現実的には社協のサービスは住民の協力ということをお伝えします。東金市の場合でいうと、地域の資源という中で、社協のサービスの対象者が高齢者というより障がい者のご利用が多い。知的障がいということで毎回、明日・明後日利用したい、という問い合わせの中で、何遍となく説明しているというのは実情にあるかと思えます。当日は基本的には断っています。受付しません。サービスの利用方法を理解していただかなければ成り立ちません。一度やってしまうと「前回こうだった」となってしまいます。週末がかかったときには少し考慮したいと思えますが、予約は原則7日前ということをつけ加えながら予約3・4日前の場合では、今日中に見つかれば、という対応をさせていただいております。利用希望の直近のところは、原則受付していないというところで行っております。今後もこのように行っていきたいと考えております。

委員

デマンドタクシーは障がい者割引の制度がありまして、通常400円いただけたところ、障がい者の方が利用すると300円。先ほど話した方は、そういう利用者が目立ちますので、その利用者の多くが予約当日にキャンセルしたり、が多いです。

酒井会長

この制度自体がタクシー事業者等の公共交通の補完をする形で運行されている事業ですから。そういった点では・・・。

委員

(市での)地域公共交通会議の場でもそういう話は出ます。やはり市が行っている事業が4・5種類もある中で、利用者が使い分けをしているということ。細かくすみ分けをして、この人はこちらの利用者、この人はこちらの利用者という、だいたいの把握をしていると思えますが。行きは福祉タクシー、帰りは〇〇〇、という使い分けをしている。私は利用者のモラルの問題と思えます・・・すみ分けが難しいと思えますが。

委員

利用者の方は限られてしまうのでしょうか。多くの方が1・2回の利用なのではないでしょうか。

北田局長

直近は5・6名で、全く使わないという方は10名程度かと思います。安心のために、というところですが、その日に利用できるという安心になってしまうと思うので、急きょという時には使えないということを話します。利用していない方ほど仕組みを理解していただかないといけないと思います。

ふれあい移動サービスは、会員制をとっておりまして、会費をいただいております。実際に利用していない方でも、会員であれば会費をいただくのでその際に、再度、サービスの内容を確認していただいております。

実情は、本人がこのサービスを知って利用しようというより、介護サービス等の支援者が、使った方がいいと紹介することが多いので、実質、必要な方が社協の利用会員になっているので、稼働率・利用率というのも、それなりに使っているということになったと思っております。

委員

利用料金について。デマンドタクシーは400円、福祉有償運送は500円、デマンドタクシーは安いと利用者が理解しているようです。ふれあいの車を使うより値段が安い。料金というのはどのように決まっているのかお聞きします。

北田局長

料金体系については、これは当初のときに生計を成すものになってはいけないという協議の中で、その当時、タクシー事業者の「距離と時間とで、こういった金額になる」という表の中で、その金額の半分を超えてはいけないというところで、ふれあい移動サービスの基準を作らせていただいたと認識しております。

利用料金の500円か何百円かといったところは、当時、ボランティア活動の家事援助サービスが、1時間700円となっていました。その中で、だんだん送迎が必要な方が増えてきた経過があります。どちらかという、タクシー事業者の料金形態の半額という基準で500円を設定しているという認識でおります。事業当初から金額の変更ないまま、ここまで実施してきております。

酒井会長

利用料金については、「実費の範囲で営利とは認められない範囲」で決めることになっております。これは法制度がそうになっております・・・

委員

・・・利用料金のほうは私も理解しております。一番はじめの話では、千葉県の最低賃金の時給をあてはめるという話があったのですが、今500円ですか。本市のデマンドタクシーは、ふれあい移動サービスよりも後発ですから。だから利用者は100円でも安いほうが良いとか、そういうふうになっています。場合によって突然キャンセルが出てくると。

酒井会長           ご意見の中ではこの金額自体、何か見直しの必要が、という意味でしょうか。

委 員           ふれあい移動サービスやデマンドタクシーなど複数に登録している方が多いようです。福祉タクシーにも登録している、デマンドタクシーにも登録している。2重3重に登録している方が結構いらっしゃるようです。長年やっておりますと利用者は限られてきます。固定されてきます。しょっちゅう予約、キャンセル、この繰り返し。自分の都合で使い分けている、常習者がいるということです。これは、利用者側のモラルなんでしょうけど。市のほうも予約は受けざるを得ないんでしょうけど。

酒井会長           料金体系については従前から定着をしているという部分でよろしいでしょうか。これらの事業はすみ分けという部分で非常に難しいと思います。

委 員           本日は更新のことが議題かと思いますが、更新して引き続き事業を進めていく訳ですが、何か問題が出ている苦情があったり、検討しているものはないかお聞きします。

北田局長           運転協力会員の確保が一番厳しいところです。社会福祉協議会のサービスとして協力いただいている訳ですが、社協のサービスという認識ではなく、ボランティア活動の一つというところで利用会員との相性が挙げられます。

移動中の車内での雰囲気、例えば会話の部分であったり、これは業務という位置づけにならないので、「もう、あの人の所には行きたくない」という話を受けたりします。それ以上に、退会してしまう運転協力会員が出ることもあります。

実際のところ、人と人との関わり方の部分。あくまでも「住民の協力でこのサービスがある」という認識と、利用する方からすれば、「移動できればいい」という認識が大きく乖離してきているのが課題であるという認識をしております。単なる移動支援ではなく、ボランティア活動の延長という部分もあるので、ちょっとした介助という部分も運転協力会員によって差が出ます。スーパーの入口までとか、荷物を積み込むとか。やるかやらないか、利用者から「あの人はやらない」という話を受けたりすると、やらないほうが平等になるかもしれませんが、運転協力会員の気持ちからすると、「出来ることは手伝おう」という方がいます。その辺りで、先日来た方と比較されてしまうと、運転協力会員の中には良い気持ちがしない

という部分もあります。運転協力会員の確保が厳しいところに、更にそういった関係性が影響することが以前にもあったので、今後も同じようなことが起こらないか懸念しているところでございます。

また、利用が多い方は自己主張が強い。自分の都合のいいように使いたいと言う方の割合が多いので、一部の限られた方になりますが、そういった方に対するサービス・活動の提供には、社会福祉協議会から注意をしてみたい。あまりにも要求が強い場合には改めてご説明して、根本的な事からご理解をいただく対応をとってみたいと思います。

委員 講習会について、年1回程度・・・、情報交換会の開催について、開催は年1回くらいでしょうか。

北田局長 回数は定期的にというか、実際のところ、やらなければ、という雰囲気で開催しているところです。

開催回数を増やして、利用会員の共通認識を持つことは大切だと考えますが、出来ていないのが現状です。

有償運送の稼働率もあり、その日に活動する方は参加できないこともありますので、数多く開催を実施することで、参加できる人が入れ替わりということもあるかと思うが、なかなか出来ていないというところでございます。ご指摘いただいたとおりといいますか、必要な部分がちょっと足りないのが現実でございます。今後、考えてみたいと思います。

委員 利用料金になるので、例えば運転手が道路幅員が狭くて危険と判断し、別の道を通ったときは利用者から「何か遠回りした」とか言われちゃう。利用者のモラルという話があったが、本当の活動の趣旨を理解していただかないと、という気がいたします。

募集についてももう少し積極的に入れたほうがいいと、自分自身、以前運転協力会員として関わったことがあるのでそう思います。利用者の方も考えたほうが良いかと。もともと根底はボランティアだと思います。ボランティア活動の中で、「そういうボランティアで協力できれば」、というところから発想が出ていたのではないかと思いますので、機会あるごとに運転協力者の方にちゃんと話してもらえればと思います。今日の趣旨とズレてしまうかもしれませんが。

北田局長 社協活動の本質を伝えて、利用する方にも理解をしてもらわないと、と私自身は感じております。移動というのではなく、住民活動という所をウリにしなければいけない。そういうところはパンフレットやチラシに少し強調する必要があると、今いただいたお話の中で気が付いたところであ



ります。工夫してまいりたいと考えております。

委員 本日の資料の中で、平成 27 年度から 30 年度までの資料で、協力会員で退会が 14 名くらいで登録 16 名ということですが、これは、ほとんどの方が入れ替わっているのでしょうか。逆に協力会員で長い人はどのくらいかお聞きします。

北田局長 運転協力会員について、当初からの方がこのうち 5 名くらいだと思います。

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録にきた方が、「やってみようかな」というお返事をもって登録される場合が多いです。最近はそのように協力会員が増えております。何かキッカケがないと運転協力会員になっていただけないようです。

委員 実際に障がい者の方で利用されている方もいますので、〇〇委員も言ってきましたが、使い方の問題、運転手を付けないといけない、また、運転手が付いている部分。その時、運転する方が確保できなければ利用すると言う形で使っている気もいたします。

移動手段として利用したいということで、あればやはり使い方も仕方ないのかなと思います。

委員 資料 9・10 ページの運行管理者について、5 両未満だから特になんないということでしょうか。

北田局長 そういう認識でおります。

委員 当社は 4 両しかなくて、市の乗合タクシーを始める時に、陸運支局のほうから運行管理者の資格を取るよう言われました。横浜まで行って試験を受けて取りにいき、2 年毎に講習を受けてやっております。

同じようなサービスをしていますが、運行管理者は、事故を起こした際の連絡体制、また、事故を起こす前までの運転者の体調管理といった、そういったものを行います。管理をするのが運行管理者の仕事だと思います。このまま、有資格者がいなくても良いんでしょうけど、何かあったら運営できなくなると思います。そういうのが無いようにするのが運行管理者なんだと思います。社会福祉協議会は、このままなのか、今後、資格を取るとか、そのあたり。

自分は運行管理者なので、毎日、アルコールチェックからドライバーの顔を見て体調悪くないか確認・チェックをしながら、毎日運転手とやりと

りしています。その辺り良いんでしょうが、このままなのか、資格を取るのかどうか。資格を取って、より良いサービスを目指すのか、そのあたり。

北田局長

講習は年に何回と、受ける機会は限られているようです。基礎的な部分の考え方というものは、こういった業種として実質動いておきまして、〇〇委員と同じような意識を持たなければいけないと思いますので、今後、気を付けながら、講習については機会があれば考えていきたいと思いません。

委員

車両台数で、4両・5両の境目はありますが、管理はしっかり行っていたらいいと思います。

酒井会長

他にございませんか。無ければこれより採決に入ります。  
東金市社会福祉協議会の福祉有償運送の更新登録につきまして、ご承認をいただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって、東金市社会福祉協議会の福祉有償運送の更新登録については承認されました。

以上で協議事項は終了いたしましたので、議長の任を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

進行

以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和元年度第1回東金市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午前10時50分

上記、会議の顛末を録し、これに署名する。

令和元年12月6日

議事録署名人

相原 邦彦

鎗田 敏光